

# 中小企業信用保険法第2条第5項第5号(八)の認定(利益率要件)申請について

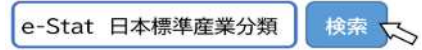
## 【対象となる中小企業者】

- ・ 川崎市内に事業実態のある事業所があること。
- ・ 為替相場の変動や人手不足等、個社で対応できない外的要因により利益率が減少している中小企業者であり、指定業種(※1)に属する事業を行っていること。
- ・ 最近3か月間(※2)の指定業種の売上高が企業全体の売上高の5%以上を占めていること。
- ・ 最近3か月間(※2)の指定業種の月平均売上高営業利益率が前年同期(※3)と比べて20%以上減少していること。
- ・ 最近3か月間(※2)の企業全体の月平均売上高営業利益率が前年同期(※3)と比べて20%以上減少していること。

## 【申請様式】

5-(ハ)-①	指定業種に属する事業のみを行っている中小企業者
5-(ハ)-②	指定業種と指定業種に属していない事業を行っている中小企業者

※1 現在営んでいる事業がどの業種に当てはまるか御不明な方は、総務省の日本標準産業分類やe-Stat(政府統計の総合窓口):日本標準産業分類検索サイトを御参照ください。



営んでいる業種が「指定業種」に該当するかについては、  
中小企業庁のホームページで御確認ください。



※2 「最近3か月間」とは申請月の前月または前々月を含んだ3か月となります。

(例: 4月申請の場合、「3月・2月・1月」または「2月・1月・12月」)

なお、事業の性質上等、やむを得ない事情により、前々月も未計上の場合には、前々月の前の月も可とします。(例: 4月申請の場合、「1月・12月・11月」も可)

※3 天災その他やむを得ない事情により前々年等との比較を行う場合は、月別残高試算表等により前年と比較できないことを証明する客観的根拠が必要です。

## 【申請書類】

「提出書類チェックシート」に記載されている書類を提出してください。

控えが必要な場合は、御自身で写しを取ってから御申請ください。

また、認定後、虚偽の申請等により、認定要件が満たされていないことが発覚した場合は、認定を取り消す場合がありますので、御注意ください。

### <申請の際の注意点>

- ・ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ・ 認定書の有効期間はありませんが、認定日から30日以内に金融機関又は信用保証協会へお申し込みください。
- ・ 申請の際に、申請者様の業種や売上高等について、ヒアリング等で確認させていただきます。
- ・ 受付時間は平日の8時30分～12時、13時～17時までとなります。審査・認定には時間がかかりますので、受付終了時間の30分前にはお越しくください。

【認定窓口】お近くの窓口へお越しくください。

◆川崎市経済労働局 金融課 電話: 044-544-1846

川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5階 (JR川崎駅・京急川崎駅下車)

◆川崎市経済労働局 中小企業溝口事務所 電話: 044-812-1112

川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3階 (JR武蔵溝ノ口駅・東急溝の口駅下車)